

女 子 大 学 連 盟 規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 この連盟は、女子大学連盟と称する。

第 2 条 この連盟は、加盟大学相互の密接な連絡のもとに、女子大学教育の質の向上を図り、併せて内外教育機関との関連と協力につめることを目的とする。

第 2 章 事 業

第 3 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の各号に関する事業を行う。

1. 女子大学教育及びその特質の調査・研究
2. 女子大学の改善に関する研究
3. 加盟大学相互の親和協力に関する事項
4. 内外諸大学及びその他の学校・教育諸団体との連絡協力に必要な事業
5. その他この連盟の目的達成に必要な事項

第 3 章 構 成

第 4 条 この連盟の構成は、大学を単位とする。

第 5 条 この連盟の目的に同意し、その事業に協力する女子大学は、下の手続きを経て加盟することができる。

1. 加盟 3 大学以上の推薦をうけ、総会に推薦資料を提出すること。
2. 総会によって審議され、承認されること。

第 4 章 役 員

第 6 条 この連盟に下の役員をおく。

1. 委員長 1 名
2. 委 員 若干名
3. 幹 事 2 名

第 7 条 委員長は加盟大学の学長の中から総会によって選出される。

- ② 委員長はこの連盟を代表する。
- ③ 委員長の大学に事務局をおく。

第 8 条 加盟大学は毎年度始めに委員 2 名乃至 5 名を選出する。

- ② 前項の委員のうち 1 名は学長とする。
- ③ 委員は加盟大学を代表し、連盟の事業に参加する。

第 9 条 幹事は総会によって委員の中から選出される。

- ② 幹事はこの連盟の会計を監査する。

- 第10条 役員は任期1年とする。ただし委員長以外の重任を妨げない。
- 第11条 委員長は必要に応じ加盟大学の教職員の中から専門委員を委嘱することができる。

第5章 会 議

- 第12条 会議は総会とする。
- 第13条 総会は加盟大学の専任教職員をもって組織する。ただし議決は大学を単位として行う。
- 第14条 総会における議事は下のとおりとする。
1. 役員の選出
 2. 事業計画
 3. 加盟大学の提出した事項
 4. 決算の報告及び予算の審議
- 第15条 総会は毎年1回開く。ただし必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- ② 総会は委員長が召集し、その議長となる。
 - ③ 総会の会場は原則として委員長の大学とする。

第6章 会 計

- 第16条 この連盟の経費は、各加盟大学の負担する会費、総会に出席する委員及び総会に陪席する者に係る参加費をもってこれに充てる。
ただし寄付金等を経費に充てることもできる。
- 第17条 この連盟の会費は、1大学年額10,000円とする。
- ② 参加費は、1名につき3,000円とする。
- 第18条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。

附 則

- 第19条 この改正規約は、平成17年4月1日からこれを施行する。